

ご検討にあたってご確認いただきたいこと

必ずお読みください。

✓ 生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、契約締結の媒介をすることが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してネオファースト生命が承諾したときに有効に成立します。なお、取扱者(代理店の生命保険募集人)の身分・権限などに関しまして、確認をご要望の場合には、ネオファースト生命コンタクトセンターまでご連絡ください。

✓ お申込みの際は「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

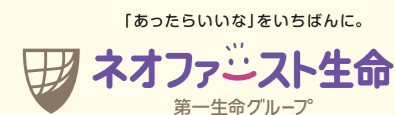
「契約概要」は保険商品の内容に関する重要事項を、「注意喚起情報」はご契約に関して特にご注意ください、ご確認ください事項の概略を記載しています。また、「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項について記載したものです。必ずご確認ください。なお、商品のご検討にあたっては、これらをご覧くださいとともに販売資格を持つみずほ銀行の生命保険募集人にご相談ください。

✓ 募集代理店(みずほ銀行)からのお知らせ

- 本商品は、みずほ銀行を募集代理店とするネオファースト生命の商品であり、契約の主体はお客さまとネオファースト生命になります。
- 本商品は生命保険であり、預金・投資信託・金融債ではありません。預金保険法第53条に規定する保険金支払いの対象とはなりません。また、元本の保証はありません。
- 本商品に関するお客さまのお取引が、みずほ銀行におけるお客さまに関する他の業務やお取引に影響を与えることはありません。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先等によっては本商品をお申し込みいただけない場合があります。
- 保険料を借入金で調達した場合、解約時の解約返戻金額等が借入金の元利合計金額を下回り、借入金を返済できなくなることがあります。よって、保険料に充当するための借入れを前提としたお申し込みはお取り扱いできません。

ネオファースト生命について

ネオファースト生命は「一生涯のパートナー」を経営理念とする第一生命グループの一員として、お客さまの安心で豊かな暮らしと地域社会の発展に貢献していくというグループ統一のミッションはそのままに、新たなお客さま満足の創造と社会からの信頼と敬愛の確保、経営品質の向上等に努めていきます。



保有契約
70万件を
突破
※2023年3月末時点

ネオファースト生命のミッション

「あったらいいな」をいちばんに。

いい保険って何だろう？

保険に求める安心や満足は、
きっと、一人ひとりの暮らし方や
その時代によって変わっていくはずです。

私たちがいちばん大切にしたいこと。
それは、お客さま自身でさえ気づいていない
「あったらいいな」を敏感に感じとって、
新しい発想で保険を創り出していくことです。

あった。よかった。たすかった。
新しい保険で、みんなをもっと笑顔にできますように。

ご不明点がございましたら
こちらまでお問い合わせください。

ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター

0120-312-201

[受付時間] 9:00~17:00(日・祝日・年末年始を除く)
※詳しくはネオファースト生命のWebサイトをご確認ください。

Webサイト <https://neofirst.co.jp>



本資料は2023年10月時点の重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレットです(出典元の資料は2023年5月1日時点のものを使用しています)。

[募集代理店]

株式会社みずほ銀行

お問い合わせは店舗またはフリーダイヤルへ

0120-855-519

受付時間:平日 9:00~17:00
12月31日~1月3日、祝日・振替休日はご利用いただけません

[引受保険会社]

ネオファースト生命保険株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウィズタワー

<Webサイト>

<https://neofirst.co.jp>

ネオde3^{しっぺい} 疾病サポート

<無解約返戻金型三大疾病一時給付保険>

三大疾病一時給付保険

2023年10月版

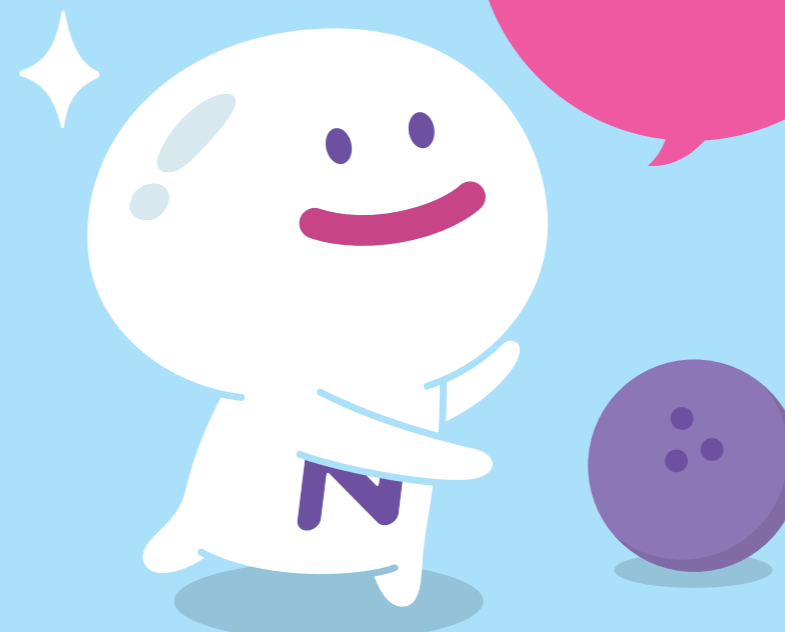
契約年齢:0歳~85歳

重要事項説明書
(契約概要・注意喚起情報)兼
商品パンフレット

#あったらいいな
こんな保険。

三大疾病による
リハビリ治療への
備えも充実の保障!

たばこを
吸わない方は
保険料が安くなる!



- 本資料は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認、ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- 本商品のご検討・お申し込みの際には、必ず「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 本商品はネオファースト生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。
- 株式会社みずほ銀行はネオファースト生命の募集代理店です。

ネオファースト生命は第一生命グループの生命保険会社です。

[募集代理店]

[引受保険会社]

MIZUHO

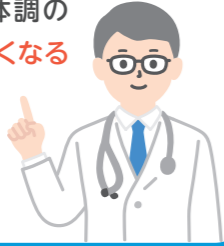
みずほ銀行

「あったらいいな」をいちばんに。
ネオファースト生命
第一生命グループ

もしも三大疾病(がん・心疾患・脳血管疾患)を発症してしまったら・・・どんな不安がありますか？

長期化する場合もある三大疾病の治療

医学は日進月歩であり、三大疾病に罹患した場合でも昔とくらべて長生きできるようになっています。治療期間が長くなる場合があり、それに応じて治療費用などによる経済的負担も増加します。また、リハビリ治療などの繰り返す通院による時間的な制約や、急な体調の変化で、突然今まで通り働けなくなる場合もあります。こうした不測の事態にしっかりと備えておくのは大切なことです。



不安 1

長引く治療で
治療費負担の増加や
収入にも大きな影響が



不安 2

病気によっては
再発してしまう
可能性も



不安 3

リハビリ治療が
必要となることも



参考データ

※下記のデータは参考情報であり、本商品の保障範囲を表したものではありません。

実は身近な病気!? 三大疾病とは

三大疾病の総患者数は、合計で840万人を超えています。誰でもかかる可能性のある病気と言えます。

〈三大疾病の総患者数〉

疾病名	総患者数
がん	367.2万人
心疾患	307.1万人
脳血管疾患	174.7万人
三大疾病合計	849万人

出典:厚生労働省「令和2年 患者調査」

がん・心疾患による家計への影響

収入が減少する場合や
働けなくなる場合があります

がん罹患後に
収入が減った

49.4%^{*1}

(患者本人の収入)

心疾患罹患後に
退職した

17.7%^{*2}

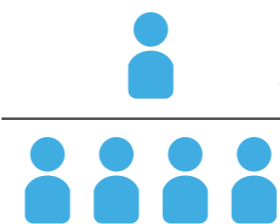
約6人に1人が退職

*1 出典:東京都福祉保健局「東京都がん医療等に係る実態調査結果(がん患者の就労等に関する実態調査)」(平成31年3月)より(患者本人の収入)
*2 出典:独立行政法人労働政策研究・研修機構「病気の治療と仕事の両立に関する実態調査」(平成30年)

脳卒中の再発率

再発リスクが高い病気です

脳卒中の5年以内の再発率は約26%



約4人に1人が
脳卒中を
再発しています

出典:九州大学「日本人地域住民における脳卒中5年再発リスクの半世紀にわたる長期の時代的推移:久山町研究」(J Atheroscler Thromb, 2022; 29: 1759-1773)をもとにネオファースト生命にて作成

●対象:146人(40歳以上、2002年~2012年の脳卒中発症者の調査)

三大疾病のリハビリ治療について

身体機能の回復などを目的に、
リハビリ治療を受けることがあります

■三大疾病のリハビリ治療実施率(入院・通院)

がん	16.6%
心疾患のうち 急性心筋梗塞	52.9%
脳血管疾患のうち 脳卒中	66.8%

出典:株式会社JMDCのデータ(2005年1月~2022年10月)をもとにネオファースト生命にて作成

ネオde3疾病サポートは、三大疾病(がん(上皮内 がんを含む)・心疾患・脳血管疾患)の治療をサポートします!

特長 1

三大疾病の
治療などにかかる費用を
**まとまった一時金で
サポート**します!



特長 2

主契約について、
所定の要件に該当する度に、
1年に1回を限度に、
**何度でも給付金
をお支払い**します!



特長 3

特約を付加することで、
三大疾病による所定の
リハビリ治療のための通院
などを保障します!



さらに!

たばこを
吸っていない方は
保険料が安くなるよ!



主契約

三大疾病により所定の状態に該当した場合、**30万円～200万円*1**の
まとまった一時金を1年に1回を限度に**何度でも**お支払いします!

*1 30万円～200万円の範囲で、ご契約時に設定いただいた金額をお支払いします。

詳しくはP.9へ

■給付金お支払いイメージ(三大疾病一時給付金額:200万円の場合)

<がん一時給付金の場合>



特約

主契約の給付金が支払われることとなった三大疾病により、所定の**リハビリ治療のために通院**した場合、給付金をお支払いします! 三大疾病により所定の**障害状態・要介護状態**に該当した場合も保障します!

詳しくはP.11へ

POINT

治療費やその他の費用に
役立てることができます。



病院までの
交通費



住宅改装費用

など

非喫煙者保険料率について

過去1年以内にたばこ*2を吸っていない方は非喫煙者保険料率が適用され、たばこを吸っている方にくらべて**保険料が安くなります**。「喫煙状況」をお申込みの際に告知いただきます。*3

*2 たばこには、紙巻タバコ、葉巻、パイプのほか、噛みタバコ、嗅ぎタバコ、電子タバコなどを含みます。

*3 被保険者の喫煙状況の確認のため、告知に加えて所定の検査を求められることがあります。

[非喫煙者保険料率について]

・被保険者の喫煙状況に関する告知について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、給付金などのお受け取りができないだけでなく、「告知義務違反」として保険契約が解除になる場合があります。
・被保険者の年齢が20歳未満の場合、適用する保険料率は非喫煙者保険料率のみとなります。

[お子さまの保険加入のご検討にあたって]

お子さまが医療機関で診療を受けたとき、自治体によっては健康保険などの自己負担分について助成を受けられる「こども医療費助成制度」があります。たとえば、中学卒業まで医療費の自己負担分の全額が助成される場合もありますので、確認のうえ加入をご検討ください。なお、助成の期間や金額等は自治体により異なります。詳細はお住まいの市区町村にお問い合わせください。

三大疾病の治療には、備えが必要です。

三大疾病を発症された方は、継続したリハビリ治療が必要となる場合や、障害状態や思いもよらぬ費用がかかることまで考えて、備えることが大切です。

要介護状態が生じてしまう場合があります。

治療費の他に、通院のための交通費や住宅の改装などの費用がかかることがあります。

詳しくはP.12へ

三大疾病の治療例

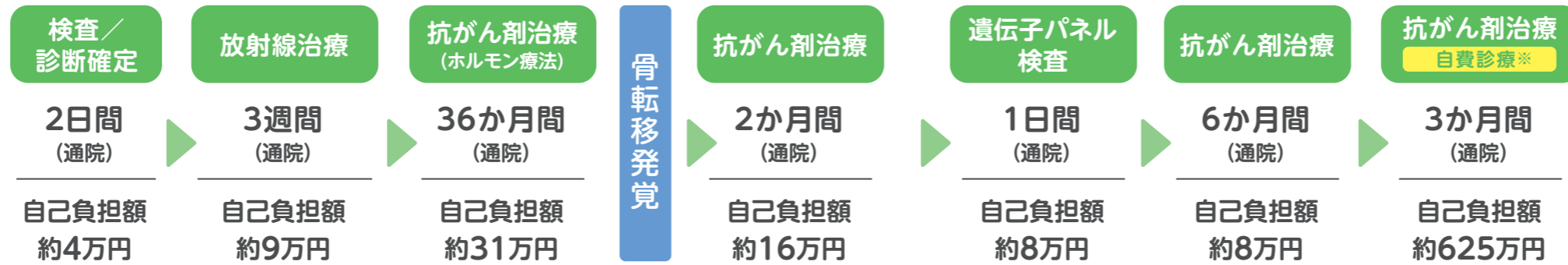
●公的医療保険の給付対象となる治療費については、2023年5月現在の公的医療保険制度をもとに、自己負担割合が3割、高額(医療費-267,000円)×1%の場合の費用を掲載しています。なお、各治療例における治療費・治療内容については、医師監修の例はあくまでも一例です。がんの部位・性質・進行度や狭心症、脳梗塞の重症度などにより治療内容は異なります。また、前立腺通院を除き、各治療例は本商品における各保障(主契約・特約)の支払対象となる治療であるものとします。各保障の詳細について出療費の受療はありません。●各治療例内の各治療については、直前の治療の翌月に行った場合を想定しています。

療養費制度適用後の自己負担限度額が【年収約370万円～約770万円】、月額【80,100円+】もと掲載しています。●差額ベッド代、食事代、交通費などは含んでいません。●記載の治療がんの「遺伝子パネル検査」、狭心症の「検査/入院」・「経過観察/通院」、脳梗塞の「経過観察/通院」を除き、P.9～P.11「保障の詳細」をご確認ください。●各治療例において、先進医療、患者申

公的医療保険の給付対象外のがん治療もあると聞くので、治療費をかけても最新の治療を選択したい!

前立腺がん (55歳・男性)

治療の経過と費用



※自費診療については、P.18をご確認ください。この治療例は公的医療保険の給付対象外の治療を選択された場合の

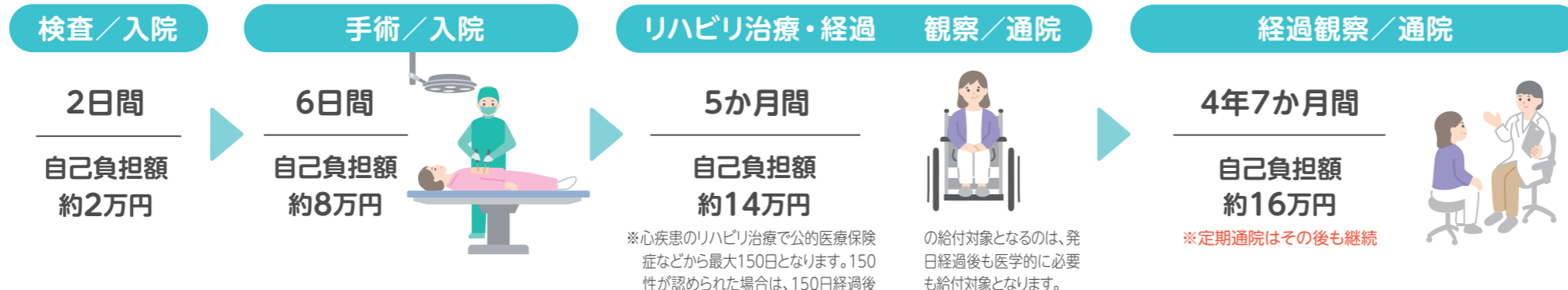
治療例です。公的医療保険の給付対象の治療の選択肢もあります。

自己負担総額 (自費診療を含む)
約701万円

早く今まで通りの生活に戻りたいので、入院・手術の後は通院でのリハビリ治療を受けることを選択しました!

狭心症 (50歳・女性)

治療の経過と費用



※心疾患のリハビリ治療で公的医療保険の給付対象となるのは、発症などから最大150日となります。150日が認められた場合は、150日経過後

の給付対象となるのは、発症などから最大150日となります。150日経過後も医学的に必要も給付対象となります。

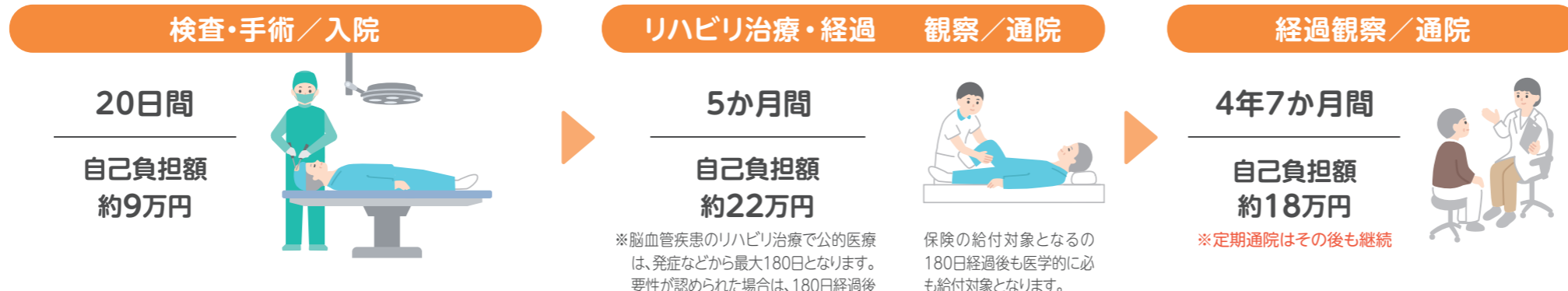
※定期通院はその後も継続

自己負担総額
約40万円

ベストな治療方法を選択して、生活の質を維持するためにも、治療費以外の費用も考えておきたい!

脳梗塞 (59歳・男性)

治療の経過と費用



※脳血管疾患のリハビリ治療で公的医療保険の給付対象となるのは、発症などから最大180日となります。180日経過後も医学的に必要も給付対象となります。

保険の給付対象となるのは、発症などから最大180日経過後も医学的に必要も給付対象となります。

※定期通院はその後も継続

自己負担総額
約49万円

これらの治療例の給付金のお受け取りイメージはP.7～P.8へ

ネオde3 疾病サポート 保障内容・プラン例

各保障(主契約・特約)の留意点やお支払いできない場合の詳細については、P.9~P.11「保障の詳細」および「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」
「ご契約のしおり・約款」に記載しております。必ずご確認ください。下記以外の保障の組み合わせ、給付金額をご希望される場合は募集代理店またはネオ
ファースト生命までお問い合わせください。

非喫煙者保険料率適用の場合、
保険料が安くなります! P.4へ

月払保険料
(終身払/
非喫煙者保険料率)

契約年齢	基本プラン			充実プラン		
	20歳	30歳	40歳	20歳	30歳	40歳
男性	1,655円	2,470円	3,717円	5,274円	8,166円	12,925円
女性	1,511円	2,172円	3,029円	5,025円	7,453円	10,655円

主契約	特約	支払事由の概要 *上皮内がんを含む	支払限度	給付金額	保険期間	基本プラン			充実プラン			
						20歳	30歳	40歳	20歳	30歳	40歳	
無解約返戻金型 三大疾病 一時給付保険 P.9へ	+	がん一時給付金	初 回：初めてがん*と診断確定されたとき 2回目以降：がん*で入院または通院をしたとき	何度でも お支払い 通算回数 無制限 (給付金ごとに 1年に1回を限度)	30万円~ 200万円	終身	100万円			200万円		
		心疾患一時給付金	心疾患で入院または手術をしたとき				—			100万円		
		脳血管疾患 一時給付金	脳血管疾患で入院または手術をしたとき				—			100万円		
選べる特約	三大疾病 リハビリ通院 一時給付特約 P.11へ	三大疾病リハビリ通院 一時給付金	三大疾病による所定のリハビリ治療のための 通院をしたとき	通算:10回 (1年に1回を限度)	10万円~ 100万円	終身	—			100万円		
	三大疾病後遺障害 一時給付金	三大疾病で所定の障害状態・要介護状態に 該当したとき	1回限り	—			100万円					
	保険料払込免除特約(2021) P.10へ	がん*・心疾患・脳血管疾患により所定の事由 に該当したとき	以後の保険料のお払込みは不要			終身	—			○		

■給付金のお受け取りイメージ(P.5~P.6の治療例の場合)

前立腺がん

期間	1か月間	3年10か月間	3か月間
内容	診断確定	抗がん剤治療(ホルモン療法)など	抗がん剤治療 自費診療
	主契約にて保障 (初回)	主契約にて保障 (2回目) 主契約にて保障 (3回目) 主契約にて保障 (4回目)	主契約にて保障 (5回目)

自己負担総額 (自費診療を含む)
合計 約701万円 (うち自費診療:約625万円)

狭心症

期間	1か月間	5年間
内容	手術	リハビリ治療(5か月間) + 経過観察 ※定期通院 はその後も継続
	主契約にて保障	三大疾病リハビリ通院 一時給付特約にて保障

自己負担総額
合計 約40万円

脳梗塞

期間	1か月間	5年間
内容	手術	リハビリ治療(5か月間) + 経過観察 ※定期通院 はその後も継続
	主契約にて保障	三大疾病リハビリ通院 一時給付特約にて保障

自己負担総額
合計 約49万円

【お受け取り例】

- 主契約 100万円×5回……………500万円

〈給付金総額〉 **500万円**

【お受け取り例】

- 主契約 200万円×5回……………1,000万円

〈給付金総額〉 **1,000万円**

- 以後の保険料のお払込みは不要

【お受け取り例】

- 主契約 100万円×1回……………100万円

〈給付金総額〉 **100万円**

【お受け取り例】

- 主契約 200万円×1回……………200万円
- 三大疾病リハビリ通院一時給付特約 100万円×1回……………100万円

〈給付金総額〉 **300万円**

- 以後の保険料のお払込みは不要

【お受け取り例】

- 主契約 100万円×1回……………100万円

〈給付金総額〉 **100万円**

【お受け取り例】

- 主契約 200万円×1回……………200万円
- 三大疾病リハビリ通院一時給付特約 100万円×1回……………100万円

〈給付金総額〉 **300万円**

- 以後の保険料のお払込みは不要

※記載の治療例はあくまでも一例です。がんの部位・性質・進行度や狭心症、脳梗塞の重症度などにより治療内容は異なります。上記治療例についての詳細は P.5~P.6をご確認ください。
※各保障の詳細については、P.9~P.11「保障の詳細」をご確認ください。

保障内容・プラン例
障害状態・要介護状態について
保険料例
Q & A
契約概要
注意喚起情報

三大疾病に備える



大きな病気になってしまったときは、治療費の心配をせず治療に専念したい



治療が長期化しても支払事由に該当した場合、1年に1回を限度に何度でも給付金を受け取れるよ!



主契約 無解約返戻金型三大疾病一時給付保険

● **がん(上皮内がんを含む)、心疾患、脳血管疾患**により所定の事由に該当したとき、それぞれ**1年に1回**を限度に何度でも給付金をお受け取りいただけます。

■ 所定の事由

給付金名	疾病	支払事由(2回目以降は直前の支払事由該当日から1年以上経過)	支払額	支払限度
がん一時給付金	上皮内がん	初回 初めてがん(上皮内がんを含む)と医師により 診断確定 されたとき	三大疾病一時給付金額 給付金額取扱範囲 30万円~200万円 10万円単位	給付金ごとにそれぞれ1年に1回 通算回数無制限
	がん	2回目以降 がん(上皮内がんを含む)の治療を目的として 1日以上入院 (日帰り入院を含む)または 通院*1 をしたとき		
心疾患一時給付金	心疾患 急性心筋梗塞	<初回・2回目以降 共通> 1日以上入院 (日帰り入院を含む)をしたとき、または公的医療保険の給付対象となる 手術*2 を受けたとき		
脳血管疾患一時給付金	脳血管疾患 脳卒中			

*1 つぎのいずれかの治療のための通院となります。詳細については「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご確認ください。
手術/放射線治療/抗がん剤治療(ホルモン剤による治療を含む)/先進医療/患者申出療養

*2 保障対象となる疾病の治療のための手術であれば、開頭・開胸・開腹等の術式を問いません。



● 責任開始日からその日を含めて90日以内にがん(上皮内がんを含む)と診断確定された場合、がん一時給付金をお受け取りいただけません。
● 日帰り入院とは入院日と退院日が同一の入院をいいます。支払対象の日帰り入院に該当するかどうかは入院基本料の支払有無などを参考にネオファースト生命が判断します。
● 年齢によっては支払事由に該当する可能性が低いこともあります。その点を考慮したうえで加入をご検討ください。



がん一時給付金の2回目以降は、公的医療保険の給付対象外(自費診療)となるがんの治療やホルモン剤(再発予防目的を含む)によるがんの治療のための通院も保障!

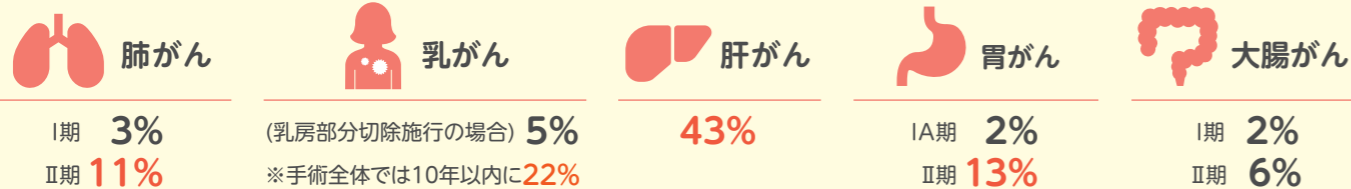
例: 乳がんのホルモン療法について

再発予防効果や副作用との兼ね合いなどにもよりますが、手術後に行う場合は5年間から10年間の投与が目安となります。*進行・再発乳がんでは、効果がある間はホルモン療法を上記の期間以上に続ける場合があります。

参考データ

がんには再発リスクがあります

■ がんの再発率(術後3年以内の再発率)



出典:新日本保険新聞社「2020年12月版 こんなにかかる医療費」

給付金をお支払いできない場合などのご確認いただきたい事項については、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」に記載しております。必ずご確認ください。



大きな病気になったあと、保険料の心配をしたくない



払込免除事由に該当したら、以後の保険料の払込みは不要になるよ! そのうえで、保障は一生継続から安心!



保険料払込免除特約(2021)

● **がん(上皮内がんを含む)、心疾患、脳血管疾患**により所定の事由に該当したとき、以後の保険料のお払込みは不要になります。

■ 保険料払込免除となる事由

疾病	保険料払込免除となる事由
がん	上皮内がん がん
心疾患	心疾患 急性心筋梗塞
脳血管疾患	脳血管疾患 脳卒中

初めてがん(上皮内がんを含む)と医師により**診断確定**されたとき

1日以上入院(日帰り入院を含む)をしたとき、または公的医療保険の給付対象となる**手術*3**を受けたとき

*3 保障対象となる疾病の治療のための手術であれば、開頭・開胸・開腹等の術式を問いません。
*特約の型は三大疾病B型のみ取り扱いとなります。



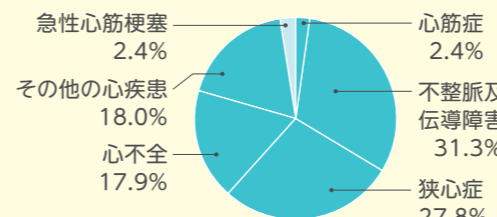
責任開始日からその日を含めて90日以内にがん(上皮内がんを含む)と診断確定された場合、保険料払込免除の対象になりません。

最近の傾向は? 心疾患や脳血管疾患において、疾病によっては手術をせずに治療を行う場合もあります。

POINT

主契約、保険料払込免除特約(2021)は、心疾患・脳血管疾患について、手術がない場合でも、1日以上入院(日帰り入院を含む)から保障!

心疾患の総患者数の内訳



例えば、「狭心症、慢性虚血性心疾患」は、手術なしの割合が**55.6%**で、その場合の**平均在院日数は3.6日**となっているよ!

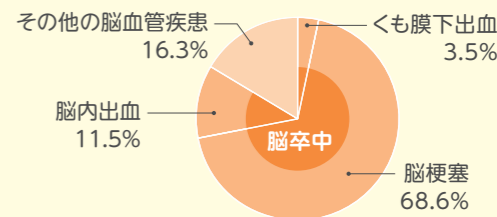
出典:病院情報局(2020年度傷病別全国統計)をもとにネオファースト生命にて作成

心疾患の手術有無の割合

傷病名	手術有無の割合	
	あり	なし
急性心筋梗塞(続発性合併症を含む)	87.5%	12.5%
再発性心筋梗塞		
狭心症、慢性虚血性心疾患	44.4%	55.6%
頻脈性不整脈	74.9%	25.1%
心不全	15.2%	84.8%
心筋症(拡張型心筋症を含む)	23.3%	76.7%

出典:病院情報局(2020年度傷病別全国統計)をもとにネオファースト生命にて作成

脳血管疾患の総患者数の内訳



脳血管疾患の手術有無の割合

傷病名	手術有無の割合	
	あり	なし
脳梗塞	12.1%	87.9%
くも膜下出血、破裂脳動脈瘤	67.8%	32.2%
未破裂脳動脈瘤	40.5%	59.4%
脳血管障害	42.9%	57.1%
非外傷性硬膜下血腫	85.7%	14.4%

出典:病院情報局(2020年度傷病別全国統計)をもとにネオファースト生命にて作成



リハビリ治療の通院や、後遺障害が残り、自宅の改装が必要になることもある、と聞くので、準備しておきたい



所定のリハビリ治療のための通院や、所定の障害状態・要介護状態にも備えられるよ!



三大疾病リハビリ通院一時給付特約

- 主契約の給付金が支払われることとなったがん(上皮内がんを含む)、心疾患、脳血管疾患によって生じた状態の改善を目的とした**所定のリハビリ治療のための通院**をしたとき、**1年に1回**、通算10回を限度に給付金をお受け取りいただけます。
- 主契約の給付金が支払われることとなったがん(上皮内がんを含む)、心疾患、脳血管疾患によって**所定の障害状態・要介護状態に該当**したときに給付金をお受け取りいただけます。

給付金名	支払事由	支払額	支払限度
三大疾病リハビリ通院一時給付金	病院または診療所において、つぎの①、②、③のいずれにも該当する 通院 をしたとき ①主契約の給付金が支払われることとなった疾病によって生じた 状態の改善を目的とした治療のための通院 ②主契約の給付金の支払事由に該当した日以後の通院 ③ 公的医療保険の給付対象となるリハビリテーション料が算定される通院	三大疾病リハビリ通院等一時給付金額*2 給付金額取扱範囲 10万円～100万円 10万円単位	1年に1回 通算:10回
三大疾病後遺障害一時給付金	主契約の給付金が支払われることとなった疾病によって以下のいずれかに該当したとき 身体障害者手帳(1級～4級)の交付 ●身体障害者福祉法に定める1級から4級までの障害に該当し、身体障害者手帳の交付を受けたとき 障害年金の所定の等級に認定 ●国民年金法にもとづく障害の級別が1級または2級の障害*1に該当し、障害基礎年金の受給権が生じたとき 要介護1以上に認定 ●公的介護保険制度の要介護1～5に認定されたとき	三大疾病リハビリ通院等一時給付金額*2 給付金額取扱範囲 10万円～100万円 10万円単位	1回限り

*1 2級は精神の障害を原因とする場合を除きます。

*2 主契約の給付金額以下である必要があります。



- 入院中に受けたリハビリ治療、公的医療保険制度を利用せずに受けたリハビリ治療の場合は三大疾病リハビリ通院一時給付金のお支払い対象となりません。
- 主契約の給付金が支払われる原因となった疾病以外の原因によるリハビリ治療の場合は三大疾病リハビリ通院一時給付金のお支払い対象となりません。
- 障害状態等の原因が、主契約の給付金が支払われる原因となった疾病によるものではない場合は、三大疾病後遺障害一時給付金のお支払い対象となりません。
- 年齢によっては支払事由に該当する可能性が低いこともあります。その点を考慮したうえで加入をご検討ください。

POINT

三大疾病の治療では、長期のリハビリ治療が必要になることがあります。三大疾病による入院・手術などに備える主契約に加え、三大疾病リハビリ通院一時給付特約を付加することで、**所定のリハビリ治療のために通院した場合にも備えることができます!**

給付金をお支払いできない場合などのご確認いただきたい事項については、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」に記載しております。必ずご確認ください。

参考データ

リハビリ治療の重要性

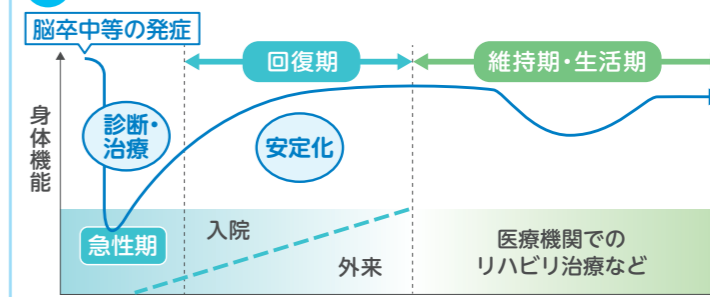
三大疾病については、**後遺障害や再発のリスクも高い**と言われています。継続的なリハビリ治療は、**身体機能の回復や再発の予防などの効果が見込まれるため、重要な治療として位置づけられています。**

■三大疾病によるリハビリ治療を実施した場合の平均通院期間

がん	3.3か月
心疾患のうち急性心筋梗塞	3.9か月
脳血管疾患のうち脳卒中	6.3か月

出典:株式会社JMDCのデータ(2005年1月～2022年10月)をもとにネオファースト生命にて作成

例 脳血管疾患の場合におけるリハビリ治療の流れ



出典:厚生労働省「中央社会保険医療協議会 総会(第316回)(平成27年12月2日)」をもとにネオファースト生命にて作成

疾病・症状によってはさまざまな専門的なリハビリ治療が必要になります。

■リハビリ治療の種類と具体例



理学療法

立つ、歩くなど基本的動作の指導・訓練



作業療法

日常生活動作、家事動作、職業的動作の指導・訓練



言語療法

言語障害・嚥下障害などからの回復に向けた指導・訓練

例 心筋梗塞で手術を受けた後、通院にて理学療法を実施



心肺運動負荷試験(CPX)



歩行訓練などの運動療法

監修:一般社団法人ICTリハビリテーション研究会

リハビリ治療の費用だけではなく、身体状況や住宅状況に合わせて、自宅での生活を安全に送るための住宅改装などが必要となることもあります。

※お住まいの市区町村によっては福祉サービスの助成金などの対象となるケースがあるため、詳細はお住まいの市区町村にお問い合わせください。

■福祉用具のレンタル費用(自費)の目安と具体例*3

車いす
約0.6万円～約1万円/月

介護用ベッド
約1.1万円/月

車いす用電動昇降機
約2.1万円/月

スロープ玄関用手すり
約1.2万円/月

■住宅(浴室)改装の具体例と目安費用(自費)*4

監修:BCC株式会社

*4 地域や施工会社によって費用は異なります。

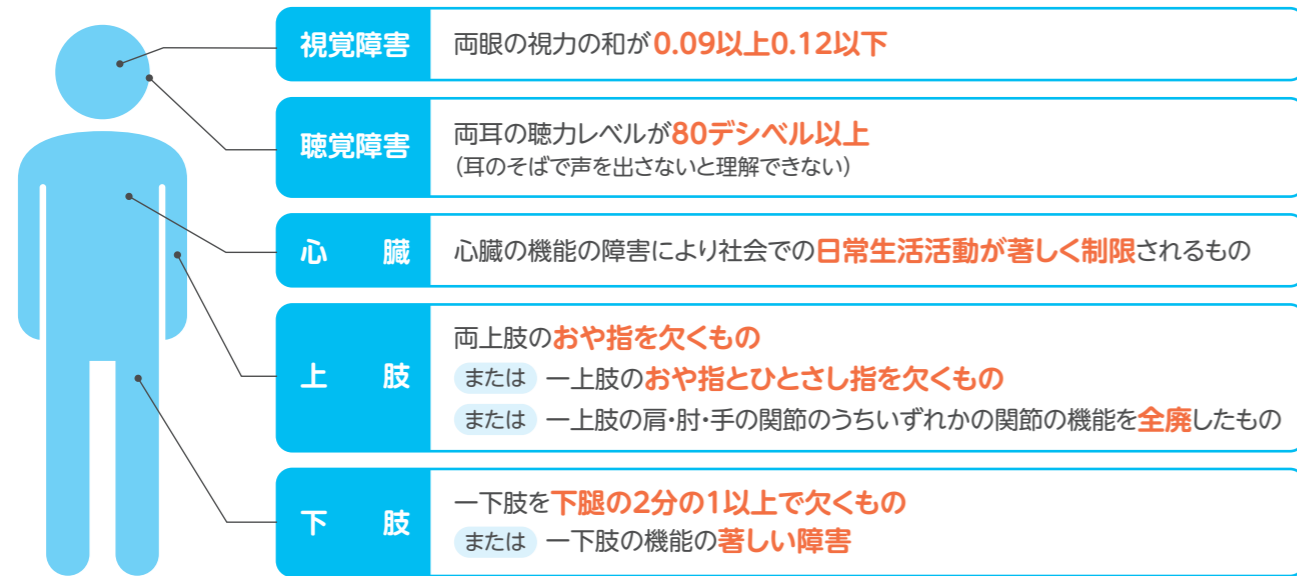
出典:厚生労働省「福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限一覧(令和5年4月)」をもとにネオファースト生命にて作成

*3 自費で貸与を受けた場合の月間平均価格です。

障害状態・要介護状態について

身体障害者手帳4級ってどんな状態？

「**身体障害者手帳4級**」に該当する状態とは、
以下のような障害程度となります(身体障害者障害程度等級4級の例です)。



出典:厚生労働省「身体障害者障害程度等級表(身体障害者福祉法施行規則別表第5号)」

要介護1以上ってどんな状態？

「**要介護1**」以上とは、以下のような状態が目安となります。

要支援	1	日常生活は一人でできるが、家事など一部において見守りや手助けが必要
	2	日常生活はほぼ一人でできるが、歩行や入浴など支援を必要とする場面が多い
要介護	1	基本的に日常生活は自分でできるが、排泄や入浴時等に見守りや介助が必要
	2	立ち上がりや歩行が自力でできない場合が多く、食事や排泄、入浴等に介助が必要
	3	立ち上がりや歩行、排泄や入浴、着替え等、日常生活にほぼ全面的な介助が必要
	4	日常生活全般にわたり、介助なしでは日常生活が困難
	5	介助なしでは日常生活を送ることが不可能。基本的に寝たきりの状態

監修:東京中央障害年金・中村事務所



公的介護保険制度における要介護認定は40歳以上の方が対象となり、39歳以下の方は要介護認定を受けることはできません。
また、40～64歳の第2号被保険者は要介護認定の対象となる原因が限定されており、加齢に伴う16種類の特定疾病により介護支援が必要と認められた場合に対象となります。詳しくは、厚生労働省のホームページなどをご確認ください。

国民年金法に定める障害年金の等級と受給例について

「**障害等級1級**」「**障害等級2級(精神障害以外)**」とは、以下のような障害程度となります。

■制度のイメージ

軽 ↑ 症状 ↓ 重	〈会社員・公務員の場合〉	
	障害等級	障害基礎年金 + 障害厚生年金
3級	労働が著しい制限を受ける、 または労働に著しい制限を加える必要がある状態	障害厚生年金
2級	家庭内の極めて温和な活動(軽食作り、下着程度の洗濯等)はできるが、それ以上の活動はできない状態	障害厚生年金 + 配偶者の加給年金 + 障害基礎年金 + 子の加算
1級	他人の介助がなければほとんど日常生活を送ることができない状態、たとえば身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできない状態	障害厚生年金 + 配偶者の加給年金 + 障害基礎年金 + 子の加算

- 障害年金は、国民年金や厚生年金保険にご加入の方が、障害認定日(原則として初診日から1年6か月後)に法令で定める障害状態に該当していると認定された場合に支給される年金です。
- 障害年金には「障害基礎年金」、「障害厚生年金」の2種類がありますが、どの障害年金を受取れるかは初診日に加入している年金制度によって異なります。
- 初診日に会社員・公務員の方は、「障害基礎年金」+「障害厚生年金」の受給対象となります。
- 障害の程度によって障害等級が異なり(障害等級1級・2級・3級)、障害年金の額は等級や所得、家族構成等によって異なります。

■【参考】身体障害者手帳と障害年金の違い

	身体障害者手帳	障害年金
根拠法令	身体障害者福祉法	国民年金法 厚生年金保険法
申請場所	市区町村の障害者福祉担当窓口	年金事務所 または年金相談センターの窓口
申請書類	指定医師による身体障害者診断・意見書等	医師による診断書等 ※レントゲンフィルム、心電図のコピーが必要な場合もあり
申請時期	初診日から6か月を経過した日以降	「初診日から1年6か月を経過した日」*1 または「症状固定日」のいずれか早い日以降
診断する医師	都道府県知事の指定する医師	通常の医師
更新	原則更新なし*2	原則1年～5年ごとに更新あり

- *1 所定の療法を受けた場合等は1年6か月以内に認定される場合があります。
- *2 障害の状態の変化が予想される場合に再認定が実施されることもあります。
身体障害者手帳に、再認定期月が記載されている場合は、更新が必要です。

監修:東京中央障害年金・中村事務所

月払保険料例

男性

保険期間・保険料払込期間・終身

契約年齢(歳)	非喫煙者保険料率								喫煙者保険料率								
	保険料払込免除特約(2021)なし				保険料払込免除特約(2021)あり				保険料払込免除特約(2021)なし				保険料払込免除特約(2021)あり				
	主契約		三大疾病リハビリ通院一時給付特約		主契約		三大疾病リハビリ通院一時給付特約		主契約		三大疾病リハビリ通院一時給付特約		主契約		三大疾病リハビリ通院一時給付特約		
	100万円	200万円	50万円	100万円	100万円	200万円	50万円	100万円	100万円	200万円	50万円	100万円	100万円	200万円	50万円	100万円	
0	906	1,812	79	159	1,287	2,574	121	243									
1	931	1,862	82	164	1,319	2,638	125	250									
2	959	1,918	84	169	1,358	2,716	129	258									
3	989	1,978	87	174	1,403	2,806	133	267									
4	1,022	2,044	90	181	1,454	2,908	138	277									
5	1,058	2,116	93	187	1,510	3,020	144	288									
6	1,096	2,192	97	194	1,569	3,138	149	299									
7	1,137	2,274	100	201	1,632	3,264	155	311									
8	1,180	2,360	104	209	1,699	3,398	162	324									
9	1,224	2,448	108	217	1,769	3,538	169	338									
10	1,271	2,542	112	225	1,843	3,686	176	352									
11	1,321	2,642	117	234	1,921	3,842	183	367									
12	1,372	2,744	121	243	2,004	4,008	191	383									
13	1,426	2,852	126	253	2,090	4,180	199	399									
14	1,483	2,966	131	263	2,181	4,362	208	417									
15	1,542	3,084	136	273	2,276	4,552	217	435									
16	1,604	3,208	142	285	2,375	4,750	227	454									
17	1,669	3,338	148	296	2,479	4,958	237	474									
18	1,737	3,474	154	308	2,587	5,174	247	495									
19	1,808	3,616	160	321	2,700	5,400	258	517									
20	1,655	3,310	159	318	2,384	4,768	253	506	2,037	4,074	182	365	3,065	6,130	296	592	
21	1,722	3,444	165	331	2,487	4,974	264	528	2,122	4,244	190	381	3,206	6,412	309	618	
22	1,792	3,584	172	344	2,595	5,190	276	552	2,211	4,422	198	396	3,354	6,708	323	647	
23	1,864	3,728	179	358	2,708	5,416	288	577	2,304	4,608	206	413	3,511	7,022	338	677	
24	1,940	3,880	186	373	2,827	5,654	301	603	2,402	4,804	215	431	3,676	7,352	354	708	
25	2,019	4,038	194	389	2,953	5,906	315	631	2,504	5,008	224	449	3,850	7,700	371	742	
26	2,102	4,204	202	405	3,085	6,170	330	660	2,611	5,222	234	468	4,032	8,064	388	777	
27	2,188	4,376	211	422	3,225	6,450	345	690	2,722	5,444	244	488	4,224	8,448	407	814	
28	2,278	4,556	220	440	3,372	6,744	361	723	2,839	5,678	254	509	4,425	8,850	426	852	
29	2,372	4,744	229	459	3,526	7,052	378	757	2,962	5,924	265	531	4,637	9,274	446	893	
30	2,470	4,940	239	478	3,687	7,374	396	792	3,090	6,180	277	554	4,862	9,724	468	937	
31	2,572	5,144	249	499	3,857	7,714	415	830	3,225	6,450	289	579	5,099	10,198	491	982	
32	2,679	5,358	260	520	4,034	8,068	435	870	3,366	6,732	302	604	5,350	10,700	515	1,030	
33	2,790	5,580	271	542	4,221	8,442	455	911	3,513	7,026	315	631	5,615	11,230	540	1,081	
34	2,907	5,814	283	566	4,416	8,832	477	955	3,668	7,336	329	658	5,896	11,792	567	1,135	
35	3,028	6,056	295	590	4,622	9,244	500	1,001	3,830	7,660	343	687	6,193	12,386	596	1,192	
36	3,155	6,310	307	615	4,839	9,678	525	1,050	3,999	7,998	359	718	6,507	13,014	625	1,251	
37	3,287	6,574	320	641	5,068	10,136	550	1,101	4,177	8,354	374	749	6,838	13,676	657	1,314	
38	3,424	6,848	334	668	5,309	10,618	577	1,155	4,362	8,724	391	782	7,188	14,376	690	1,381	
39	3,567	7,134	348	697	5,561	11,122	605	1,211	4,556	9,112	408	816	7,556	15,112	725	1,450	
40	3,717	7,434	363	727	5,827	11,654	635	1,271	4,758	9,516	426	852	7,943	15,886	762	1,524	
41	3,872	7,744	379	758	6,107	12,214	667	1,334	4,970	9,940	445	890	8,351	16,702	800	1,601	
42	4,034	8,068	395	790	6,400	12,800	700	1,400	5,191	10,382	464	929	8,779	17,558	841	1,682	
43	4,202	8,404	412	824	6,707	13,414	734	1,469	5,422	10,844	485	970	9,229	18,458	883	1,767	
44	4,378	8,756	429	859	7,030	14,060	770	1,541	5,662	11,324	506	1,012	9,702	19,404	928	1,857	
45	4,560	9,120	447	895	7,368	14,736	808	1,617	5,913	11,826	528	1,056	10,201	20,402	975	1,951	
46	4,750	9,500	466	932	7,723	15,446	848	1,696	6,174	12,348	550	1,101	10,725	21,450	1,024	2,049	
47	4,947	9,894	485	971	8,095	16,190	889	1,779	6,444	12,888	574	1,148	11,275	22,550	1,076	2,152	
48	5,151	10,302	505	1,011	8,486	16,972	932	1,865	6,725	13,450	598	1,197	11,849	23,698	1,129	2,259	
49	5,364	10,728	526	1,052	8,897	17,794	978	1,956	7,016	14,032	624	1,248	12,446	24,892	1,186	2,372	
50	5,584	11,168	548	1,096	9,330	18,660	1,026	2,052	7,318	14,636	650	1,301	13,067	26,134	1,245	2,490	
51	5,812	11,624	570	1,141	9,786	19,572	1,077	2,154	7,630	15,260	678	1,357	13,708	27,416	1,307	2,614	
52	6,048	12,096	595	1,190	10,264	20,528	1,130	2,261	7,952	15,904	708	1,416	14,371	28,742	1,372	2,744	
53	6,291	12,582	620	1,240	10,765	21,530	1,187	2,374	8,286	16,572	739	1,478	15,058	30,116	1,440	2,881	
54	6,542	13,084	646	1,292	11,291	22,582	1,246	2,493	8,629	17,258	771	1,543	15,772	31,544	1,512	3,025	
55	6,799	13,598	672	1,345	11,839	23,678	1,308	2,617	8,983	17,966	805	1,610	16,514	33,028	1,588	3,176	
56	7,064	14,128	700	1,400	12,411	24,822	1,373	2,746	9,347	18,694	840	1,680	17,284	34,568	1,667	3,335	
57	7,334	14,668	728	1,457	13,004	26,008	1,440	2,880	9,718	19,436	876	1,753	18,079	36,158	1,750	3,501	
58	7,609	15,218	757	1,515	13,620	27,240	1,510	3,021	10,096	20,192	915	1,830	18,898	37,796	1,838	3,677	
59	7,890	15,780	787	1,575	14,256	28,512	1,584	3,168	10,480	20,960	955	1,911	19,735	39,470	1,931	3,862	
60	8,174	16,348	819	1,639	14,913	29,826	1,662	3,324	10,870	21,740	998	1,996	20,587	41,174	2,029	4,058	
61	8,462	16,924	853	1,707	15,589	31,178	1,745	3,490	11,264	22,528	1,043	2,086	21,453	42,906	2,132	4,265	
62	8,751	17,502	889	1,779	16,281	32,562	1,833	3,667	11,660	23,320	1,091	2,182	22,334	44,668	2,242	4,484	
63	9,041	18,082	928	1,857	16,990	33,980	1,928	3,856	12,059	24,118	1,141	2,283	23,236	46,472	2,359	4,718	
64	9,331	18,662	970	1,940	17,715	35,430	2,031	4,062	12,459	24,918	1,195	2,390	24,170	48,340	2,484	4,969	
65	9,621	19,242	1,016	2,033	18,459	36,918	2,146	4,292	12,861	25,722	1,253	2,506	25,150	50,300	2,623	5,247	
66	9,907	19,814	1,065	2,130	19,225	38,450	2,270	4,540	13,262	26,524	1,312	2,625	26,192	52,384	2,773	5,546	
67	10,191	20,382	1,114	2,229	20,018	40,036	2,402	4,805	13,660	27,320	1,373	2,746	27,319	54,638	2,933	5,867	
68	10,469	20,938	1,166	2,333	20,838	41,676	2,547	5,095	14,054	28,108	1,435	2,870	28,539	57,078	3,108	6,217	
69	10,740	21,480	1,221	2,442	21,604	43,208	2,693	5,386	14,443	28,886	1,499	2,998	29,655	59,310	3,281	6,562	
70	11,005	22,010	1,279	2,558	22,366	44,732	2,847	5,695	14,823	29,646	1,566	3,132	30,768	61,536	3,461	6,923	
71	11,263	22,526	1,341	2,682	23,122	46,244	3,012	6,024	15,195	30,390	1,636	3,273	31,870	63,740	3,651	7,302	
72	11,512	23,024	1,407	2,814	23,869	47,738	3,187	6,374	15,555	31,110	1,711	3,422	32,956	65,912	3,851	7,703	
73	11,753	23,506	1,477	2,955	24,608	49,216	3,375	6,750	15,902								

Q&A



給付金を請求する際の手続きについて教えてください。

A

被保険者が **入院をした** **通院をした** **手術をした**
 上記のような場合の給付金等のご請求手続きは、以下の流れとなっています。



ネオファースト生命へのご連絡

- 保険証券をお手元にご準備ください。
- 領収書や診療明細書など、病院発行の書類がある場合は、あわせてお手元にご準備ください。これらの書類有無を確認させていただく場合もあります。
- お受取人より、ネオファースト生命コンタクトセンターへご連絡ください。



ネオファースト生命
 コンタクトセンター
 [受付時間] 月～土 9:00～17:00
 日・祝日・年末年始を除く

▼お客様専用フリーダイヤル
0120-226-201
 ▼70歳以上のお客様を対象とした専用フリーダイヤル
0120-515-201

※詳しくはネオファースト生命のWebサイトをご確認ください。Webサイト <https://neofirst.co.jp>



請求のご案内

- ご請求にあたっての詳しいご案内と、請求書類をお届けします。



書類のご準備とご提出

- 書類をご準備いただき、ご提出ください。
 お客様にご記入いただく「給付金等請求書」と医療機関に証明いただく診断書が主な書類となります(請求時期や請求内容によって必要書類が異なります)。



ご提出書類の確認とお支払い

- ご請求に必要な書類の到着から原則5営業日以内でお支払いします(ご提出いただいた書類に不備がある場合などはこの限りではありません)。また、ご提出いただいた書類を拝見した結果、医療機関などへ照会(事実の確認)をさせていただく場合があります(給付金等のお支払いまでに日数を要する場合があります)。



お支払内容のご確認

- お支払金額などの明細を郵送いたしますので、内容をご確認ください。



自費診療とは何ですか？

A

「公的医療保険の給付対象外となる治療」のことをいいます。
 先進医療や患者申出療養による療養も、自費診療に含まれます。

<参考> 主契約 がん一時給付金のお支払い対象となる治療

公的医療保険の給付対象の治療			公的医療保険の給付対象外の治療(自費診療)			
手術	放射線治療	抗がん剤治療	混合診療	自由診療		
			先進医療・患者申出療養*1	手術*2	放射線治療*2	抗がん剤治療 適応外薬 未承認薬*2

*1 先進医療、患者申出療養については「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご確認ください。
 *2 がん診療連携拠点病院等にて治療を受けたときに限ります。詳細は「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご確認ください。

「がん診療連携拠点病院等」とは、厚生労働大臣により、
 下記のいずれかに指定されている医療機関のことをいうんだよ!

がん診療連携拠点病院等
 全国456病院
 ※2023年4月1日時点 出典：厚生労働省「がん対策情報 がん診療連携拠点病院等」

小児がん拠点病院
 全国17病院 (小児がん中央機関を含む)



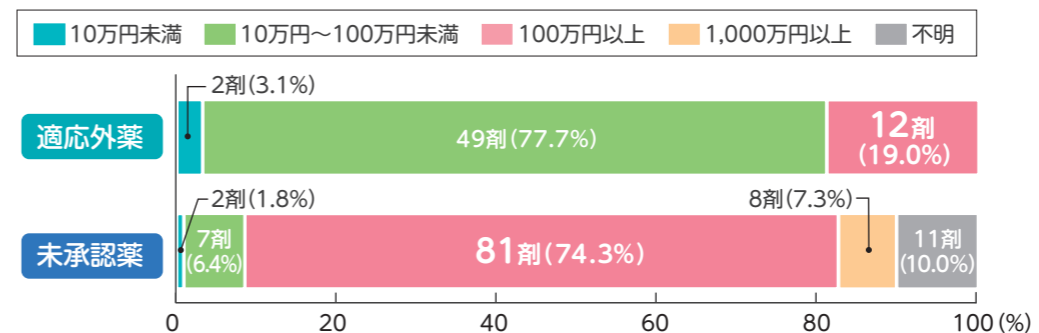
新しく開発される治療薬とその費用

現在、公的医療保険の給付対象外となる適応外薬・未承認薬の数は増えています。
 これらを使用する場合、**医療費は全額自己負担となります。**

気になる? キーワード

適応外薬	未承認薬
日本において使用が認められているものの、適応症(使用できるがん種)が限られている医薬品のことです。例えば、胃がんの治療薬として承認されている薬剤を、肺がんの治療に使用する場合等が該当します。	米国や欧州といった海外では有効性が証明され、使用が承認されているにもかかわらず、日本国内では薬機法上、使用が認められていない医薬品のことです。

■ 適応外薬・未承認薬の1か月あたりの薬剤費



適応外薬・未承認薬
 の中には、
**薬剤費が高額に
 なるものもあります**

※2022年10月31日時点での情報に基づいています。
 出典: 国立がん研究センター「国内で薬機法上未承認・適応外である医薬品について」をもとにネオファースト生命にて作成



重要事項説明書 (契約概要)

- 「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要」に記載の支払事由や給付の際の制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由・制限事項などの詳細や主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

引受保険会社

ネオファースト生命保険株式会社
〒141-0032
東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウィズタワー

Webサイト <https://neofirst.co.jp>

ネオファースト生命保険株式会社
コンタクトセンター

0120-312-201

受付時間 9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除く)
※詳細は当社Webサイトをご確認ください。

1 商品のしくみ

「ネオde3疾病サポート」の正式名称は「無解約返戻金型三大疾病一時給付保険」です。

ポイント

- 三大疾病(がん(上皮内がんを含みます)、心疾患、脳血管疾患)により所定の事由に該当した場合の保障を一生にわたって確保することができます。
- 三大疾病リハビリ通院一時給付特約の付加により、長期間にわたることもある三大疾病のリハビリのために通院した場合の保障を確保することができます。三大疾病により所定の障害状態等に該当した場合にも備えることができます。
- 被保険者の喫煙状況がネオファースト生命の定める基準を満たす場合、非喫煙者保険料率が適用され、基準を満たしていない場合(喫煙者保険料率)にくらべて、保険料が安くなります。

※責任開始日からその日を含めて90日以内にがん(上皮内がんを含みます)と診断確定されても、保障の対象になりません。

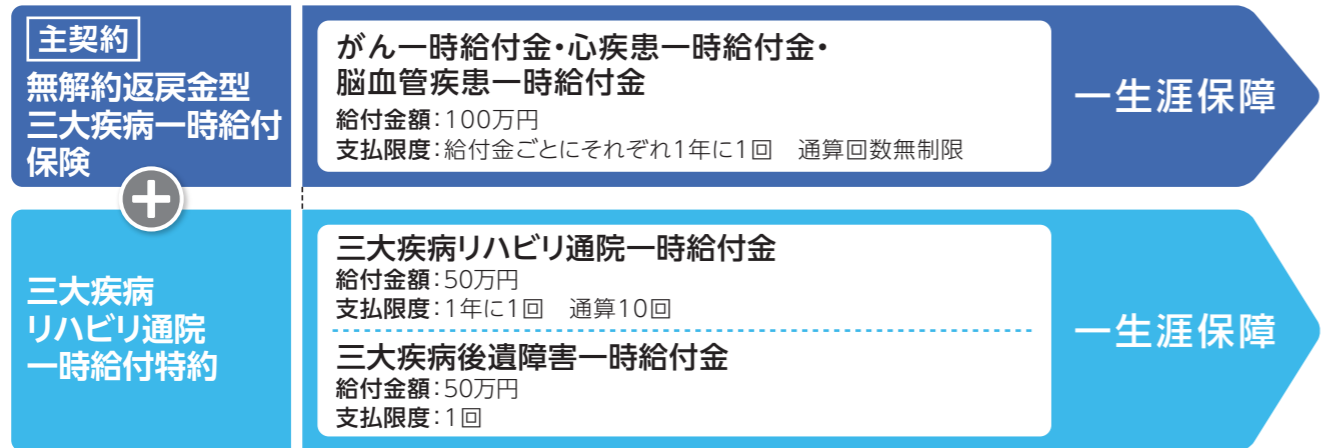
❗死亡された場合の保障はありません。また、保険料払込期間中の解約返戻金もありません。

【ご契約例】

付加する特約: 三大疾病リハビリ通院一時給付特約

保険期間・保険料払込期間: 終身

保険料払込方法: 月払 保険料払込経路: クレジットカード扱



ご契約

(*1) 保険料払込期間については、一定期間で保険料のお支払いが満了する「有期払」も選択いただけます。「有期払」を選択された場合、一般的に、保険料払込期間の長いご契約にくらべ短いご契約の方が、払込保険料の合計額が少なくなります。ただし、契約年齢や保障内容等によっては、同一の保障内容であっても、保険料払込期間の短いご契約の方が、払込保険料の合計額が多くなる場合があります。

※お申し込みいただく保険契約の給付金額、保険期間、保険料払込期間、保険料、保険料払込方法(回数・経路)などについては申込書(電磁的方法による場合は申込画面)の該当箇所を必ずご確認ください。

2 給付金のお支払い

主契約・特約の責任開始期以後の保険期間中に、被保険者が三大疾病(がん(上皮内がんを含みます)、心疾患、脳血管疾患)により所定の事由に該当した場合や三大疾病のリハビリのために通院した場合などに給付金をお支払いします。

主契約・特約の概要・給付金額

本商品で支払われる給付金等は以下のとおりです。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。なお、特約については、ご契約に付加する場合のみお支払い等の対象となります。

主契約	給付金の種類	支払事由の概要	支払限度	給付金額
無解約返戻金型三大疾病一時給付保険	がん一時給付金	<p><初回> 初めてがん(上皮内がんを含みます)と医師により診断確定されたとき(*2)</p> <p><2回目以降> 直前のがん一時給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後、がん(上皮内がんを含みます)の治療を目的として、つぎのいずれかに該当したとき</p> <p>①1日以上入院をしたとき</p> <p>②つぎのいずれかに該当する通院をしたとき</p> <p>(ア)つぎの(I)または(II)のいずれかに該当する手術を伴う通院</p> <p>(I) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為</p> <p>(II) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に輸血料の算定対象として列挙されている診療行為のうち造血幹細胞移植</p> <p>(イ) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為(放射性同位元素内用療法管理料の算定対象として列挙されている診療行為を除きます)に該当する放射線治療を伴う通院</p> <p>(ウ) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される抗がん剤治療を伴う通院</p> <p>(エ) がん(上皮内がんを含みます)を適応症として厚生労働大臣により承認されている抗がん剤による抗がん剤治療を伴う通院</p> <p>(ウ)、(オ)または(カ)のいずれかに該当する場合は除きます</p> <p>(オ) 公的医療保険制度における先進医療による療養を伴う通院</p> <p>(カ) 公的医療保険制度における患者申出療養による療養を伴う通院</p> <p>③がん診療連携拠点病院等(*3)において、つぎのいずれかに該当する通院をしたとき</p> <p>(ア) 手術を伴う通院(②(ア)、(オ)または(カ)のいずれかに該当する場合は除きます)</p> <p>(イ) 放射線治療を伴う通院(②(イ)、(オ)または(カ)のいずれかに該当する場合は除きます)</p> <p>(ウ) 抗がん剤治療を伴う通院(②(ウ)から(カ)までのいずれかに該当する場合は除きます)</p>	1年に1回 通算支払回数無制限	三大疾病一時給付金額

(*2) 責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された場合は、給付金をお支払いしません。

(*3) 「がん診療連携拠点病院等」とは、つぎのいずれかに該当する医療機関をいいます。

- 平成30年7月31日健発0731第1号厚生労働省健康局長通知「がん診療連携拠点病院等の整備について」にもとづき厚生労働大臣によって指定された、がん診療連携拠点病院(都道府県がん診療連携拠点病院および地域がん診療連携拠点病院)。なお、国立研究開発法人国立がん研究センターの中央病院および東病院を含みます、特定領域がん診療連携拠点病院および地域がん診療病院。ただし、本通知の一部を改定する通知等により、通知の内容が変更された場合には、変更後の医療機関とします。
- 令和元年8月6日健発0806第1号厚生労働省健康局長通知「小児がん拠点病院等の整備について」にもとづき厚生労働大臣によって指定された、小児がん中央機関および小児がん拠点病院。ただし、本通知の一部を改定する通知等により、通知の内容が変更された場合には、変更後の医療機関とします。

保障内容・プラン例

保障の詳細

要介護状態について

障害状態・保険料例

Q & A

契約概要

注意喚起情報

主契約・特約	給付金の種類	支払事由の概要	支払限度	給付金額
(無解約返戻金型三大疾病一時給付保険) 主契約	心疾患一時給付金	<初回> 責任開始期以後の疾病を原因として、つぎのいずれかに該当したとき ①心疾患を発病し、その治療を目的として、1日以上入院をしたとき ②心疾患を発病し、その治療を直接の目的として、所定の手術を受けたとき <2回目以降> 直前の心疾患一時給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後、上記①または②の事由に該当したとき	1年に1回 通算支払回数無制限	三大疾病一時給付金額
	脳血管疾患一時給付金	<初回> 責任開始期以後の疾病を原因として、つぎのいずれかに該当したとき ①脳血管疾患を発病し、その治療を目的として、1日以上入院をしたとき ②脳血管疾患を発病し、その治療を直接の目的として、所定の手術を受けたとき <2回目以降> 直前の脳血管疾患一時給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後、上記①または②の事由に該当したとき	1年に1回 通算支払回数無制限	三大疾病一時給付金額
三大疾病リハビリ通院一時給付特約	三大疾病リハビリ通院一時給付金	<初回> 主契約の給付金の支払事由に該当することとなった疾病によって生じた状態の改善を目的として、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、リハビリテーション料が算定される通院をしたとき <2回目以降> 直前の三大疾病リハビリ通院一時給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後、上記の事由に該当したとき	1年に1回 通算10回	三大疾病リハビリ通院等一時給付金額
	三大疾病後遺障害一時給付金	主契約の給付金の支払事由に該当することとなった疾病によって、つぎのいずれかに該当したとき ①身体障害者福祉法にもとづく障害の級別が1級から4級までの障害に該当(*1)し、身体障害者手帳の交付があったとき ②国民年金法にもとづく障害の級別が1級または2級の障害(2級は精神の障害を原因とする場合を除きます)に該当(*2)し、障害基礎年金の受給権が生じたとき ③公的介護保険制度における要介護1以上の状態に該当し、その要介護認定が効力を生じたとき	1回	三大疾病リハビリ通院等一時給付金額
払込免除特約(2021)		所定の事由(*3)に該当したとき、以後の主契約および特約の保険料のお払込みを免除します。 ※特約の型は三大疾病B型のみのお取扱いとなります。		

- (*1) 身体障害者障害程度等級表に定める障害に2つ以上該当し、その2つ以上の障害につき、各々の障害の該当する級別以上の級別に認定され、その2つ以上の障害が1級から4級までの障害に該当した場合を含みます。
(*2) 2つ以上の障害が重複したことにより、国民年金法に定める障害等級の1級または2級の障害の程度に該当すると認定された場合を含みます。
(*3) 保険料払込の免除事由は次表のとおりです。

対象となる疾病	保険料払込の免除事由
がん (上皮内がんを含みます)	責任開始期以後、初めて(責任開始期前の期間を通じて初めて)所定のがん(約款に定める悪性新生物(*4))と医師により診断確定されたとき
対象外	責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定のがん(約款に定める悪性新生物(*4))
心疾患 (急性心筋梗塞を含みます)	責任開始期以後の疾病を原因として、つぎのいずれかに該当したとき ①心疾患を発病し、その治療を目的として、1日以上入院をしたとき ②心疾患を発病し、その治療を直接の目的として、所定の手術を受けたとき
脳血管疾患 (脳卒中を含みます)	責任開始期以後の疾病を原因として、つぎのいずれかに該当したとき ①脳血管疾患を発病し、その治療を目的として、1日以上入院をしたとき ②脳血管疾患を発病し、その治療を直接の目的として、所定の手術を受けたとき

(*4) 非浸潤がん・大腸の粘膜内がんを含みます。

保障内容に関する注意事項

給付金をお支払いできない場合などの概要は「注意喚起情報」を、詳しくは「ご契約のしおり・約款」(給付金のお支払いなどについて)をご確認ください。

◆ 主契約 について

△ お支払いには制限があります	<p><がん一時給付金></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2回目以降のがん一時給付金は、直前のがん一時給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、責任開始期以後に診断確定されたがんを直接の原因として、そのがんの治療を目的とした入院を開始した場合、または所定の治療を伴う通院をした場合にお支払いします。 ● 直前のがん一時給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日を含んで継続してがん一時給付金のお支払いの対象となる入院をされた場合は、その1年を経過した日の翌日を入院開始日とみなして、がん一時給付金をお支払いします。 ● 放射線治療を受けた場合で、その治療が放射線を常時照射する治療であり、かつ、その治療を2日以上にわたって継続して受けたときは、その治療の開始から終了までを1回の放射線治療として給付金をお支払いします。 ● お支払いの対象となる「抗がん剤」とは、被保険者が診断確定されたがんの治療を目的として被保険者に投薬または処方された時点において、世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、L01(抗悪性腫瘍薬)、L02(内分泌療法)、L03(免疫賦活薬)、L04(免疫抑制薬)またはV10(治療用放射性医薬品)に分類される医薬品をいいます。 ● 先進医療については、厚生労働省告示に定める先進医療による療養を、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所で受けた場合にお支払いの対象となります。 ● 患者申出療養については、厚生労働省告示に定める患者申出療養による療養を、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所であって、当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたものにおいて受けた場合にお支払いの対象となります。 ● がん診療連携拠点病院等については、対象となる手術もしくは放射線治療を受けた時点、または対象となる抗がん剤治療を伴う入院もしくは通院をした時点において、がん診療連携拠点病院等に指定されている必要があります。 ● 同一の日にかん一時給付金の支払事由に複数該当することとなる場合でも、がん一時給付金を重複してはお支払いしません。 <p><心疾患一時給付金></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2回目以降の心疾患一時給付金は、直前の心疾患一時給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に支払事由に該当した場合にお支払いします。 ● 直前の心疾患一時給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日を含んで継続して心疾患一時給付金のお支払いの対象となる入院をされた場合は、心疾患一時給付金をお支払いします。 ● 同一の日にかん一時給付金の支払事由に複数該当することとなる場合でも、心疾患一時給付金を重複してはお支払いしません。 <p><脳血管疾患一時給付金></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2回目以降の脳血管疾患一時給付金は、直前の脳血管疾患一時給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に支払事由に該当した場合にお支払いします。 ● 直前の脳血管疾患一時給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日を含んで継続して脳血管疾患一時給付金のお支払いの対象となる入院をされた場合は、脳血管疾患一時給付金をお支払いします。 ● 同一の日にかん一時給付金の支払事由に複数該当することとなる場合でも、脳血管疾患一時給付金を重複してはお支払いしません。
× お支払いできない場合があります	<p><がん一時給付金></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 責任開始日からその日を含めて90日以内にがん(上皮内がんを含みます)と診断確定された場合、がん一時給付金をお支払いしません。この場合、90日経過後に新たにがんと診断確定された場合でも、責任開始日から90日以内に診断確定されたがんの再発・転移等と認められるときは、がん一時給付金をお支払いしません。 ● 先進医療については、療養を受けた時点で先進医療に該当しない場合はお支払いの対象になりません。 ● 患者申出療養については、療養を受けた時点で患者申出療養に該当しない場合はお支払いの対象になりません。 ● 先進医療に該当する医療技術には、それぞれ適応症(対象となる疾患・症状など)が定められており、医療行為、医療機関および適応症などによっては、給付金のお支払いの対象にならないことがあります。 <p><心疾患一時給付金・脳血管疾患一時給付金></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 受けた手術が、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為でない場合、お支払いの対象になりません。

!! 被保険者が死亡された場合

被保険者が死亡された場合、主契約、特約ともに保障は消滅します。この保険契約には死亡された場合の保障はありません。保険料払込期間が有期のご契約で、保険料払込期間の満了後に被保険者が死亡された場合には、解約返戻金と同額の返戻金(*5)を死亡時支払金受取人(死亡時支払金受取人が指定されていない場合は保険契約者)にお支払いします。

(*5) 保険料払込期間の満了日までの保険料が払い込まれていない場合は、未払込保険料を返戻金から差し引いてお支払いします。なお、返戻金が未払込保険料に不足するときは返戻金をお支払いしません。

年払契約の場合には、いまだ到来していない契約期間分の保険料(未経過保険料)相当額などを払い戻しできる場合があります。また、月払契約の場合でも、直前の月ごとの応当日からの1か月分の保険料相当額を払い戻しできる場合があります。詳しくは「ご契約のしおり・約款」(ご契約後について)をご確認ください。なお、特約から返戻金のお支払いはありません。

◆「三大疾病リハビリ通院一時給付特約」について

△ お支払いには制限があります	<ul style="list-style-type: none"> ●2回目以降の三大疾病リハビリ通院一時給付金は、直前の三大疾病リハビリ通院一時給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に支払事由に該当した場合にお支払いします。 ●お支払いの対象となる通院を同じ日に2回以上した場合でも、三大疾病リハビリ通院一時給付金を重複してはお支払いしません。 ●三大疾病後遺障害一時給付金のお支払いは1回とします。
✕ お支払いできない場合があります	<p><三大疾病リハビリ通院一時給付金></p> <ul style="list-style-type: none"> ●公的医療保険制度におけるリハビリテーション料が算定されない通院をした場合は、お支払いの対象になりません。 <p><三大疾病後遺障害一時給付金></p> <ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者福祉法にもとづき定められた身体障害者障害程度等級表に定める障害の級別の1級から4級までである身体障害者手帳の交付があったときにお支払いの対象になるため、その表に定める1級から4級までの障害に該当したのみでは、お支払いの対象になりません。 ●国民年金法にもとづき定められた障害等級の1級または2級の障害により認定された障害基礎年金の受給権が生じたときにお支払いの対象になるため、その障害等級の1級または2級の障害に該当したのみでは、お支払いの対象になりません。 ●精神の障害を原因として、国民年金法にもとづき定められた障害等級の2級の障害に該当した場合は、お支払いの対象になりません。 ●公的介護保険制度における要介護1から要介護5までの認定が効力を生じたときにお支払いの対象になるため、その要介護1から要介護5までの状態に該当したのみでは、お支払いの対象になりません。

◆「保険料払込免除特約(2021)」(*1)について

✕ 保険料のお払込みを免除できない場合があります	<ul style="list-style-type: none"> ●責任開始日からその日を含めて90日以内にがん(上皮内がんを含みます)と診断確定された場合、保険料のお払込みは免除しません。この場合、90日経過後に新たにがんと診断確定された場合でも、責任開始日から90日以内に診断確定されたがんの再発・転移等と認められるときは、保険料のお払込みは免除しません。 ●受けた手術が、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為でない場合、保険料払込の免除の対象になりません。
--------------------------	---

(*1)特約の型は三大疾病B型のみのお取扱いとなります。

指定代理請求制度

被保険者ご本人が疾病により給付金の請求の意思表示ができない等、被保険者が給付金等を請求できない特別な事情がある場合は、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人よりご請求いただくことができます。

3 ご契約の引受条件

ご契約にあたっては以下の条件があります。

※契約年齢によってご契約の引受条件は異なります。

※特約の中途付加の取扱いはありません。

◆契約年齢・給付金額

契約年齢	0歳～85歳(満年齢)		給付金額(契約時)	
	主契約・特約		最低金額	最高金額
給付金額	無解約返戻金型三大疾病一時給付保険(主契約)	三大疾病一時給付金額	30万円	200万円
	三大疾病リハビリ通院一時給付特約	三大疾病リハビリ通院等一時給付金額(*2)	10万円	100万円

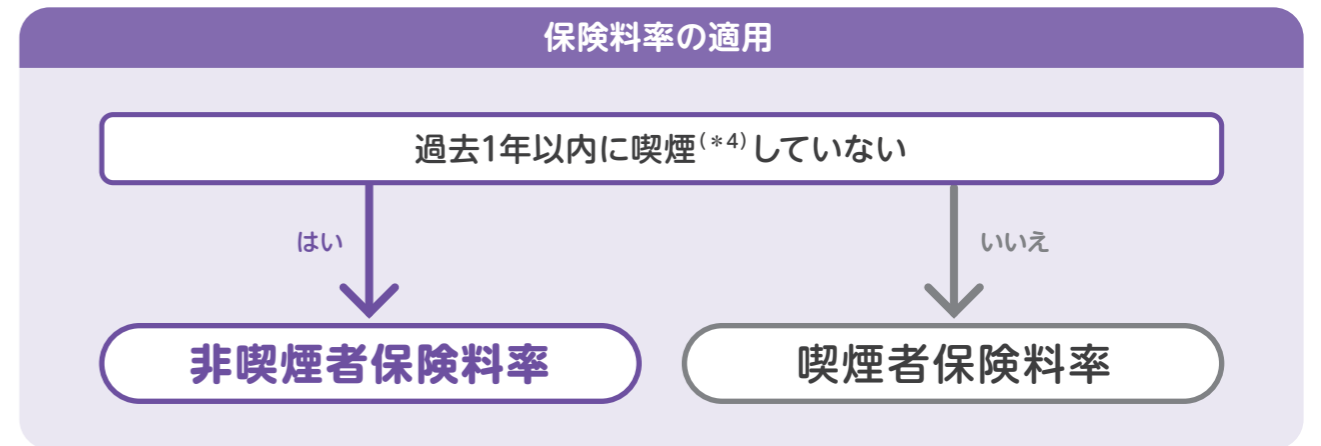
(*2)主契約の三大疾病一時給付金額以下である必要があります。

◆保険期間・保険料払込期間

主契約・特約	保険期間	保険料払込期間
無解約返戻金型三大疾病一時給付保険(主契約) 三大疾病リハビリ通院一時給付特約 保険料払込免除特約(2021)	終身	終身、 60歳・65歳・70歳・75歳・80歳払済、 3年・5年・10年払済

4 適用する保険料率について

- 主契約(無解約返戻金型三大疾病一時給付保険)および特約(*3)の保険料は、被保険者の喫煙状況に応じて、非喫煙者保険料率または喫煙者保険料率のいずれかを適用して計算します。(被保険者の年齢が20歳未満の場合、保険料率は非喫煙者保険料率となります。)
- 非喫煙者保険料率を適用する基準を満たすかどうかの判定に必要な事項(喫煙状況)は告知事項として、お申込みの際に告知いただきます。



(*3)特約は、つぎのとおりです。

・三大疾病リハビリ通院一時給付特約 ・保険料払込免除特約(2021)

(*4)喫煙には、紙巻タバコ、葉巻、パイプのほか、噛みタバコ、嗅ぎタバコ、電子タバコなどを含みます。

⚠被保険者の喫煙状況の確認のため、告知に加えて所定の検査を求められることがあります。

⚠故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり事実と違うことを告知した場合、告知義務違反としてご契約を解除することがあります。また、「非喫煙者保険料率」を適用する基準を満たすかどうかの判定に必要な事項(喫煙状況)の告知に誤りがあった場合で、保険料率の変更が必要と認められたときは、契約時に遡って保険料を変更します。追加保険料のお払込みが必要な場合で、そのお払込みがない場合には、保険契約は失効します。

5 保険料のお払込み

保険料の払込方法(回数・経路)は以下からお選びいただけます。

保険料払込方法(回数)	月払・年払 ※半年払、保険料の前納の取扱いはありません。
保険料払込方法(経路)	第1回保険料 ：ネオファースト生命指定の口座へのお払込み、指定口座からの自動振替によるお払込み、またはクレジットカードによるお払込み 第2回以後の保険料 ：指定口座からの自動振替によるお払込み、またはクレジットカードによるお払込み
保険料について	保険料は、保険契約の内容・性別・生年月日・契約年齢・契約日(=計算基準日)・保険料払込期間・保険料払込方法(回数)により定まります。なお、契約日が変わったことにより契約年齢が変わる場合などには保険料が異なることがありますのであらかじめご了承ください。(誕生日前のお申込みで、引受査定結果の確定後に保険料をお振り込みいただく場合などにはご注意ください。)
最低保険料について	保険料はクレジットカードによるお払込みの場合、制限はありません。 保険料の払込方法(回数・経路)が月払かつ指定口座からの自動振替によるお払込みの場合、主契約・特約を合わせて800円以上となります。 年払かつ指定口座からの自動振替によるお払込みの場合、主契約・特約を合わせて9,000円以上となります。

◆保険料払込免除について

保険料払込免除特約(2021)を付加して所定の事由に該当した場合、以後の保険料(主契約に付加されている特約の保険料も含みます)のお払込みを免除します。なお、この特約を付加した場合、主契約および特約の保険料は付加しない場合の保険料に比べて高くなります。

保険料払込の免除事由について、詳しくは、P.21 をご確認ください。

※保険料払込免除後のご契約は、保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

※保険料のお払込みが免除された場合、以後の給付金額の減額については取り扱いません。

※保険料のお払込みが免除された場合でも、主契約の保険料払込期間の満了後に、ご契約を解約されたときまたは被保険者が死亡されたときは、解約返戻金と同額の返戻金があります。

6 解約返戻金

本商品は解約されても解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間が有期の場合で、主契約のすべての保険料払込が完了している場合には解約返戻金があります。

保険料払込期間中	解約返戻金はありません。
保険料払込期間満了後	主契約の三大疾病一時給付金額の5%と同額の解約返戻金があります。

※主契約の保険料払込期間が終身のご契約の場合、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

※特約には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

※保険料のお払込みが免除された場合でも、主契約の保険料払込期間満了後にご契約を解約されたときは、上記の解約返戻金があります。

7 契約者配当金

契約者配当金はありません。

8 その他留意事項

◆契約者貸付、保険料の自動貸付、保険契約の復活の取扱いはありません。

◆預金等との違いについて

本商品は、ネオファースト生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金等とは異なります。

◆給付金のお支払いなどができない場合

「免責事由に該当した場合」「告知義務違反・重大事由によるご契約の解除の場合」「詐欺による取消しの場合」「不法取得目的によるご契約の無効の場合」など、給付金のお支払いなどができない場合があります。

◆相談・照会・苦情の窓口について

「注意喚起情報」の11 相談・照会・苦情の窓口 P.32 をご確認ください。

◆一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」について

本商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。

詳しくは、「注意喚起情報」の11 相談・照会・苦情の窓口 指定紛争解決機関について P.32 をご確認ください。

9 費用について

保険料の一部は給付金等のお支払い、また他の一部は生命保険商品の運営に必要な経費(販売、証券作成、維持管理の経費等)にあてられます。これらの経費は保険種類・契約年齢・性別・経過年数等によって異なるため、一律の算定方法を記載することはできません。



重要事項説明書 (注意喚起情報)

- お申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- この「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は「契約概要」「ご契約のしおり・約款」に記載していますので必ずご確認ください。

1 クーリング・オフ(ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除)

- お申込者または保険契約者(以下「申込者等」といいます)は、**ご契約の申込日(*)または第1回保険料をお払い込みいただいた日のいずれか遅い日**(「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約の場合は、ご契約の申込日)から、**その日を含めて15日以内**であれば、書面または電磁的記録によるお申し出により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます)をすることができます。ネオファースト生命では、電磁的記録でのお申し出の主たる窓口をネオファースト生命Webサイトとしています。



(*)生命保険契約申込書を記入いただいた日(電磁的方法によるときはお申込み内容の最終確認をいただいた日)をいいます。

◆「お申込みの撤回等」について

書面によるお申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便により上記期間内にネオファースト生命(裏表紙記載の住所)あて発信してください。書面に記載いただく内容については「ご契約のしおり・約款」(クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除)について)をご確認ください。また、ネオファースト生命Webサイト経由によるお申込みの撤回等は、受付完了時に効力を生じます。

◆「お申込みの撤回等」ができない場合

債務履行の担保のための保険契約であるなど、お申込みの撤回等を行うことができない場合があります。

2 健康状態などの告知

- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。健康状態のよくない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件で契約されると、保険料負担の公平性を保つことができません。したがって、ご契約のお申込みに際して、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態、職業などについての質問事項に対して、事実をありのまま正確にもれなく告知していただく義務(告知義務)があります。
- ご契約をお引き受けするかどうかを決めるための重要なことならについておたずねします。**健康状態など、告知書などでおたずねすることについて、事実をありのまま正確にもれなく告知してください。**
- 生命保険募集人(募集代理店を含みます)に口頭でお話しいただいても、告知したことにはなりません。また、生命保険募集人(募集代理店を含みます)は告知の要否は判断できません。告知に関するご質問は、ネオファースト生命にご確認いただく必要があります。
- ネオファースト生命の確認担当社員またはネオファースト生命が委託した確認担当者が、ご契約のお申込み後または給付金のご請求の際、ご契約のお申込み内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。

◆傷病歴などがある場合

傷病歴などを告知された場合には、追加の詳しい告知が必要となる場合があります。

! 告知内容が事実と相違する場合

- 告知書などの質問事項について、以下の項目に該当する場合には**告知義務違反としてご契約または特約を解除することがあります。**
 - ・故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり事実と違うことを告知された場合で、責任開始日から2年以内のとき
 - ・責任開始日から2年を経過していても、給付金の支払事由や保険料払込の免除事由が2年以内に発生していた場合
- ご契約または特約を解除した場合には、たとえ給付金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料払込の免除事由が発生していても、保険料のお払込みを免除することはできません。
- ご契約または特約が解除される場合で、すでに給付金をお支払いしている場合には、その金額をネオファースト生命にお返しいただきます。また、すでに保険料のお払込みを免除している場合には、その免除はなかったものとして取り扱います。
- 告知義務違反があった場合で、その内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、給付金のお支払いや保険料払込の免除ができないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも取消しとなる場合があります。また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。

◆現在のご契約の見直しを行う場合

現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約をご検討の方は以下の事項にご留意ください。

- 一般の契約と同様に告知義務があります。現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約の場合は、新たなご契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- 告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たなご契約をお引き受けできなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・取消しとなることもあります。**

3 責任開始期(保障の開始時期)

ご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。ご契約のお引受けをネオファースト生命が承諾した場合には、以下の時から保障が開始されます。

◆「責任開始期に関する特則」が適用されていないご契約
(第1回保険料を振込によりお払い込みいただくご契約)

- 第1回保険料をネオファースト生命が受け取った時
または告知が行われた時のいずれか遅い時



◆「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約
(第1回保険料を口座振替またはクレジットカードによりお払い込みいただくご契約)

- ご契約のお申込みをネオファースト生命が受けた時
または告知が行われた時のいずれか遅い時



※ご契約のお申込みをネオファースト生命が受けた時とは、生命保険募集人が生命保険契約申込書を受領した時(電磁的方法によるときは申込手続が終了した時)をいいます。
※生命保険募集人は、お客さまとネオファースト生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してネオファースト生命が承諾したときに有効に成立します。

⚠ 「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約のお払込み

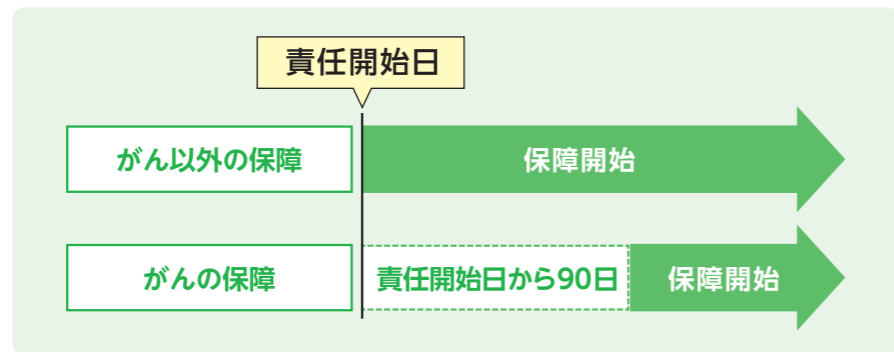
「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約については、以下のとおり取り扱います。

- 第1回保険料は、責任開始日の属する月の翌月末日までにお払い込みください。
- ①のお払込みにあたっては、①の払込期間の満了日の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間がありますが、その猶予期間内にもお払込みがない場合は、ご契約は無効となります。

下記のがんの保障については、責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定されても、保障の対象になりません。

- 無解約返戻金型三大疾病一時給付保険<主契約>のがん^(*)
- 保険料払込免除特約(2021)のがん^(*)

(*)上皮内がんを含みます。



4 給付金のお支払いなどができない場合

以下のような場合など、給付金のお支払いなどができない場合があります。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

◆責任開始期前の発病等

責任開始期前に発生していた疾病を原因とする場合

◆告知義務違反による解除

告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合

◆重大事由による解除

給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき、他の保険契約(他の生命保険会社の保険契約を含む)との重複により給付金額等の合計額が著しく過大となると、保険契約者や被保険者または給付金の受取人が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められるときなど、重大事由によりご契約または特約が解除された場合

◆ご契約の失効

保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

◆詐欺による取消し・不法取得目的による無効

保険契約について詐欺によりご契約が取消しとなった場合や、給付金の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合

5 払込猶予期間・失効

- 保険料は払込期月(保険料をお払い込みいただく月)内にお払い込みください。払込期月内にお払込みの都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- 第2回以後の保険料のお払込みには以下のとおり猶予期間があります。猶予期間中にもお払込みがない場合、ご契約は効力を失います。なお、本商品には、失効したご契約の復活の取扱い、保険料の自動貸付の取扱いはありません。

猶予期間
払込期月の翌月初日から翌々月末日まで

※払込期月とは、契約応当日の属する月の初日から末日まで(契約日に関する特則が適用されている契約の第2回保険料については契約応当日の属する月の初日から翌月末日まで)のことをいいます。



6 解約と解約返戻金

本商品は解約されても解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間が有期の場合で、主契約のすべての保険料払込が完了している場合には解約返戻金があります。

保険料払込期間中	解約返戻金はありません。
保険料払込期間満了後	主契約の三大疾病一時給付金額の5%と同額の解約返戻金があります。

※主契約の保険料払込期間が終身のご契約の場合、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

※特約には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

※保険料のお払込みが免除された場合でも、主契約の保険料払込期間満了後にご契約を解約されたときは、上記の解約返戻金があります。

7 現在のご契約の見直し

現在のご契約を解約または減額し、新たにご契約へのお申込みをご検討されている方は、特に以下の点にご注意ください。

- 解約・減額の際に払戻しできる金額は、多くの場合、払込保険料の合計額(減額の場合は減額部分に対応する保険料)よりも少なくなるか、もしくは**解約返戻金がない場合があります。**
- 新たにご契約は、**被保険者の健康状態によっては、ご契約をお断りする場合があります。**
- 新たにご契約の保険料は、新たにご契約時点での被保険者の年齢で計算されます。また、保険料の基礎となる予定利率・予定死亡率などが、現在のご契約と新たにご契約で異なる場合があります。たとえば、予定利率が引き下げられることによって主契約などの**保険料が引き上げられる場合があります。**
- 新たにご契約は告知義務違反による解除、責任開始期前の発病など、給付金をお支払いできない場合があります。

8 生命保険と税金について

税務の取扱い等については、2023年5月現在の税制・関係法令等にもとづき記載しております。個人に関する税務の取扱いの代表例については以下のとおりです。具体的なケースにおける詳細や法人にかかる税務の取扱い等については、所轄の税務署等にご確認ください。

※法令等の改正により取扱内容が変更される場合があります。

◆生命保険料控除

生命保険料控除枠には「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」および「個人年金保険料控除」があります。控除される金額は、所得税についてそれぞれの控除枠で最高40,000円(合計で最高120,000円)、住民税についてそれぞれの控除枠で最高28,000円(合計で最高70,000円)となります。本商品についてお払込みいただいた保険料は「介護医療保険料控除」の適用を受けることができます。

◆給付金の税法上の取扱い

給付金の受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族または生計を一にするその他の親族である場合、全額非課税となります。

9 給付金の支払事由等が生じた場合

- お客さまからのご請求に応じて給付金のお支払い等を行う必要がありますので、給付金の支払事由等が生じた場合だけでなく、**お支払い等の可能性があると思われる場合やご不明な点が生じた場合についても、すみやかにネオファースト生命コンタクトセンターにご連絡ください。**

ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター

☎️ 0120-226-201 受付時間 9:00~17:00(日・祝日・年末年始を除く)
※詳細は当社Webサイトをご確認ください。



Webサイト <https://neofirst.co.jp>

- 支払事由、ご請求手続き、給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」にも記載していますのであわせてご確認ください。
- ネオファースト生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、保険契約者のご住所などを変更された場合には必ずご連絡ください。
- 給付金の支払事由等が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては複数の給付金の支払事由等に該当することがありますのでご不明な点がある場合にはご連絡ください。
- 被保険者ご本人が疾病により給付金の請求の意思表示ができない等、被保険者が給付金等をご請求できない特別な事情がある場合、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 指定代理請求人に対し、支払事由等および代理請求できる旨、お伝えください。

10 保険会社が破たんした場合など

- ネオファースト生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破たんした場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られますが、ご契約時にお約束した給付金額の削減など、契約条件を変更することがあります。
- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額が削減されることがあります。

▶▶生命保険契約者保護機構

☎️ 03-3286-2820 受付時間 [月曜日~金曜日] 9:00~12:00、13:00~17:00
※祝日・年末年始を除く
Webサイト <https://www.seihohogo.jp/>

11 相談・照会・苦情の窓口

- 生命保険のお手続き(ご契約内容の変更など)やご契約に関する苦情・相談につきましては、ネオファースト生命コンタクトセンターへご連絡ください。

ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター

☎️ 0120-312-201 受付時間 9:00~17:00(日・祝日・年末年始を除く)
※詳細は当社Webサイトをご確認ください。



Webサイト <https://neofirst.co.jp>

指定紛争解決機関について

- 本商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。
- 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。
- 生命保険相談所および全国各地の連絡所については、上記のネオファースト生命コンタクトセンターにてご案内いたします。

▶▶一般社団法人 生命保険協会

Webサイト <https://www.seiho.or.jp/>

契約してよかった。その一言のために。

お客さまの声を真摯に受け止め、ご契約後もより一層の「あったらいいな」を追求してまいります。

ご契約後

健康管理
健康増進

各種
お手続き

保障の
確認

毎日の健康をサポート

お客さまの健康のためさまざまなサービスをご用意しています。

- 24時間電話健康相談サービス
- セカンドオピニオンサービス
- 受診手配・紹介サービス
- 健診結果改善サポートアプリ「Neoコーチ」
- オーラルケアサポートサービス「歯の健康」をサポート

オーラルケアサポート
サービスはこちらから



マイページは
こちらから



ムリなく生活習慣の
改善ができる
「Neoコーチ」アプリ、
次の健康診断が
楽しみだな。

年に1度のネオレターで
安心できます。
健康意識も高まります!

わからないとき 困ったとき

ご契約に関する お知らせをお届け

- 年に1度のネオレター
毎年、「ご契約内容のお知らせ(ネオレター)」
をお届けします。
※健康増進に向けたサービスを記載した
チラシも一緒にお届けします。
- お問い合わせ・各種お手続きは
マイページから可能
住所変更や生命保険料控除証明書の再
発行、給付金のご請求などはマイページ
から24時間365日、お手続き可能です。

不安で何度も連絡したが、
的確に案内してくれる。
待ち時間も少なく
助かりました!

給付金請求時、
書類提出から支払いまでスムーズ、
かつSMSにて状況がわかったのが
とてもよかったです。

ネオファースト生命 コンタクトセンター

受付時間 9:00~17:00(日・祝日・年末年始を除く)

お客さま専用フリーダイヤル ☎0120-226-201

70歳以上のお客さまを
対象としたフリーダイヤル ☎0120-515-201

HDI 格付けベンチマーク「クオリティ」格付け
国内最高評価の「三つ星」を獲得



サポートサービス業界の国際機関HDIの日本法人が主催するHDI
格付けベンチマーク「クオリティ」格付けにおいて、2022年度
も最高ランクである「三つ星」を獲得しました。

シニア専用の
フリーダイヤルは心強い!

給付金の ご請求など

2022年度給付金等お支払実績
232,181件

1日あたり約636件をお支払い。
お客さまのお役に立てるよう今後も
迅速に対応してまいります。

原則5営業日以内
にお支払い

5営業日以内のお支払率は、
98%を超える高い水準と
なっています*。

マイページから
給付金の請求ができたので、
とても便利でした。
請求に必要な書類の提出も
アップロードで行えて、
とてもスムーズに手続き
できました。


ご契約後の体験について、お客さまから
実際に寄せられた声などをとに掲載しているよ!

*各種サービス内容の詳細については、P.35~P.36の「ご契約後のサービス」またはネオファースト生命Webサイトをご確認ください。

*2022年4月~2023年4月までの支払件数に基づく5営業日以内支払率

ご契約後のサービス

【サービス例】



電話
無料

24時間電話 健康相談 サービス

提供:ティーベック(株)

ご利用対象:
ご契約者さまおよび被保険者さまとそのご家族の方
*ご家族の方は、同居の親族と別居の1親等とさせていただきます。

経験豊かな医師や保健師、看護師などの有資格者が24時間365日・年中無休で電話による健康相談・医療相談、医療機関情報の提供や、介護・育児に関するご相談、メンタルヘルスに関するご相談などにきめ細かくアドバイスします。


たとえばこんなときに

赤ちゃんが夜中に熱を出した。どうしよう…。


ストレスがたまって、まいってしまって…。

家族の介護について聞きたい。

夜中にやっている救急病院を教えてください。



※回答が自動で返ってくる「チャットボット健康相談」もご利用いただけます！
※画像はイメージです。




電話
無料

セカンドオピニオン サービス

提供:ティーベック(株)

ご利用対象:ご契約者さまおよび被保険者さま

- 面談(オンラインも可)・電話によるセカンドオピニオンや、セカンドオピニオンが可能な医療機関の情報を提供します。
- 病名などが判明している病気や症状に関して、現在の診断や今後の治療方針・方法などについて、総合相談医の意見(=セカンドオピニオン)を聞くことができます。セカンドオピニオンの結果、総合相談医が必要と判断した場合には、優秀専門臨床医™が紹介されます。



電話
無料

受診手配・紹介 サービス


提供:ティーベック(株)

ご利用対象:ご契約者さまおよび被保険者さま

通院先の医療機関では対応できない専門的な治療が必要な場合に、ティーベック(株)の医療機関ネットワークからその治療を受けられる医療機関を探し、受診手配します。

サービスをご利用いただいた方の声はこちら ▶▶▶


ネオファースト生命は、お客さまの「心身の充実」をサポートしながら、お客さまの将来に寄り添い、応援する商品・サービスを提供してまいります。




電話
無料

契約内容ご案内制度

本制度のお申し込み(無料)により、被保険者・保険金等の受取人・指定代理請求人からご照会いただいた場合にも、契約内容をご案内することができます。また、指定代理請求人の連絡先(電話番号・住所)を登録いただくことで、災害時には指定代理請求人に、契約者・被保険者の安否確認をさせていただきます。詳しくはこちらから



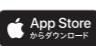





スマホ
アプリ
無料

うちの保険アプリ


提供:iChain(株)

「保険情報の管理(保険会社問わず)」と「保険情報の家族への共有」がスマートフォンで簡単にこなせます。アプリは無料でご利用いただけます。

万が一の際に保険金・給付金を確実に受け取っていただくためには、保険金等の受取人やその他のご家族にご加入の保険契約についてお伝えいただくことが大切です。お伝えいただく手段として「契約内容ご案内制度」・「うちの保険アプリ」をご利用ください。

【サービス事例の紹介】



セカンド
オピニオン

子宮頸がん

しきゅう けい

〈20代 女性〉 病院の受診につながったケース

サービス利用前

早期の子宮頸がん診断され、円錐切除術*を実施。その後は経過観察をすすめられたものの、今後の妊娠・出産を考えると、このままでは不安だった。
*円錐切除術…子宮の入り口の子宮頸部と呼ばれる部分のがん組織を円錐状に切除する方法。

サービス利用後

〈病状の詳細な説明〉
治療実績の高い専門の病院でセカンドオピニオンを受けた。主治医と同様の判断だったが、今後の注意点や妊娠のことまで具体的な相談ができ、病気に対する心構えが変わった。やはりセカンドオピニオンを受けることは大切だと身にしみて感じた。



セカンド
オピニオン

胃がん

い


〈40代 男性〉

サービス利用前

会社の健康診断で胃内視鏡検査をしたところ、早期の胃がんが見つかりました。主治医からは「早期だが場所が悪いので、胃を全摘する手術が必要で」と言われてしまい、悩んでいました。

サービス利用後

〈最適な治療法の提示〉
総合相談医によるセカンドオピニオン(面談)を手配していただき、「全摘せずに1/3か1/2残すことができるかも」と言われ、優秀専門臨床医™の先生を紹介いただきました。セカンドオピニオンで言われた通り、胃を全摘せずに済み、退院後2週間程度で仕事に復帰することができました。



電話
健康相談

大動脈解離

だいどうみやく かいり


〈50代 男性〉 病院の受診につながったケース

サービス利用前

湯船から出て体を洗おうとしたら、急に頭に血が上って胸もムカムカして座り込んでしまいました。お風呂場を出て落ち着いたものの、胸が痛い。休日だしそもそも病院も知らなかったの、電話させていただきました。

サービス利用後

症状をお伝えすると、「少し様子を見て、やはり症状が安定しないようであれば救急病院に行ったほうがいい」と教えていただきました。その夜、やはり胸の痛みが取れなかったの、アドバイに従い、すぐに救急病院に行きました。検査の結果、何と大動脈解離と診断され、救急車で専門の病院に移されて緊急手術しました。数時間遅れたら危なかった、とまで言われ恐ろしくなりました。私の行動を後押ししてくださってありがとうございました。



電話
健康相談

脳梗塞

のう こう そく

〈30代 女性〉 病院の受診につながったケース

サービス利用前

ある日、めまいがするようになり、左の手足がしびれる感覚がするようになっていました。何回か同じようなことがあり、体に力が入らないこともあったので、次の休みに病院に行けばいいかな、と思っていたもののやはり少し不安もあったので念のためご相談の電話をしました。

サービス利用後

症状を伝えると、すぐに病院に行った方がいいとのアドバイスをいただき病院を受診。脳梗塞が見つかりました。何か対処法などあれば教えてもらいたい、という程度の気持ちで電話をかけたのですが、スタッフの方に親身になって病院に行くよう説得していただき、受診する気になりました。ありがとうございました。

※契約内容ご案内制度を除き、ネオファースト生命が提携する各企業が提供するサービスです。いずれも保険商品の保障の一部ではありません。ご利用にあたり実際に提供されるサービスについては、ネオファースト生命は責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。

※各サービスは、予告なく変更・終了する場合があります。また、予告なく提携企業を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※24時間電話健康相談サービス、セカンドオピニオンサービス、受診手配・紹介サービスは、医療行為および診察行為を行うものではなく、ティーベック(株)の専門職が利用者へのカウンセリングを通じて、ご利用者のニーズに沿った医療健康情報または受診や治療に関する情報もしくはアドバイス等を提供し、必要かつ可能な場合には、ティーベック(株)の提携医療機関や提携専門医のセカンドオピニオンや受診を予約/手配するサービスです。

※お電話によるサービスをご利用の際は、保険証券をご準備のうえ、ネオファースト生命のお客さまである旨をお伝えください。

※日本国内のご利用に限ります。また、一部のサービスについては地域や内容により、ご利用いただけない場合やご要望に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ご利用いただける期間は、ご契約いただいたネオファースト生命の保険契約の保険期間が終了するまでとなります。

※受診手配・紹介サービスは、原則として、三大疾病(悪性新生物・脳血管疾患・心疾患)を対象とし、同一病名で1回の利用とさせていただきます。

※総合相談医とは、主治医からの紹介状をもとに、医療機関でセカンドオピニオンを提供する医師です。総合相談医の判断により、別の専門医をご紹介することがあります(紹介状は無料発行)。紹介状の発行はティーベック(株)サービス外になります。

※優秀専門臨床医™とは、ティーベック(株)が運営する「ドクターズネットワーク協議会」において専門性を有すると選考された専門医です。総合相談医からの紹介状発行先となる現役の専門医です。優秀専門臨床医™の診療はティーベック(株)サービス外になります。

サービス内容の詳細につきましてはネオファースト生命のWebサイトをご確認ください。

Webサイト

<https://neofirst.co.jp>

ネオファースト生命



